

第2回 区民と区長との懇談会 (舟渡地区)

○日 時 平成21年7月15日(水) 14:00~16:00

○会 場 舟渡ホール レクリエーションホール

○出席者 区民(57名) / 区側(18名) = 区長、政策経営部長、施設管理担当部長、総務部長、区民文化部長、産業経済部長、健康生きがい部長、保健所長、福祉部長、子ども家庭部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、防災課長広聴広報課長、赤塚土木事務所長、舟渡地域センター所長

区 長 コ メ ン ト

皆さまこんにちは。今日は梅雨明けをしまして大変暑い中を、また仕事をお持ちの方につきましては仕事の時間を割いてのご参加をいただきました。本当に日頃から区政に、また何かと皆さま方にはご協力を賜りましたことにも心からお礼を申し上げる次第でございます。何はともあれ、本日のご来会に心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

この区民の皆さまと区長の懇談会ではありますが、多分この懇談会は数年前に前区長の元で開催をしていると思いますが、私にとりましては初めての開催でございます。今日の懇談会が区政のためにも、また地域のためにも多くの発展がありますようお願いをしたいと思います。この地域につきましては、荒川と新河岸川の間に挟まれて大変自然の豊かな地域でもございまして、近年では発達著しい地域ではないかと思っております。浮間舟渡駅ができて、地域センターができ、18年にはリサイクルプラザができて、駅前にも再開発ビルができました。そういう点ではこの先が楽しみな地域であると思っております。

今日のこの懇談会でございますけれども、町会の皆さま方、あるいは環境行動委員会、青健の役員さん、また、老人クラブの皆さん、そして地域のPTAの皆さんや、様々な関係の皆さんにもお集まりをいただきました。日頃から皆さま方には、何かと地域のためにご活躍いただきましたことにもお礼を申し上げたいと思っております。

この懇談会の話に基づき、また区政の情報を公開しながら、そして行政の参加や区民の皆さま方の参加、こういうものをちょうだいしながら開かれた区政、信頼される区政を目指すものでもございます。今日の、2時間という短い時間ではございますけれども、有意義な時間にして区政の伸長と発展、地域の伸長と発展に少しでも貢献できればと思っております。皆さま方のお付き合いをお願い申し上げます。開会のお礼とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

舟渡小学校で発生した新型インフルエンザに関する情報提供

(教育委員会事務局次長)

舟渡小学校における新インフルエンザの発生に関する状況等についてご説明させていただきます。

ちょうど7月3日というのは舟渡小学校の開校記念日で、金曜日ですが休みでした。金・土・日と休みで、金曜日に2年2組の1名の方が簡易検査でインフルエンザのA型であるということがわかりました。そして土曜日に同じクラスで2名の方がやはり簡易検査でインフルエンザのA型、ですから一つのクラスで3人インフルエンザであることがまずわかりました。休みなもので他にもいたかもしれませんが、それを保健所でつかんで頂きまして、一つの集団で3名以上でた時は、遺伝子についてきちんと検査しようということになっていますので検査に出しました。月曜の時点では検査結果はまだ出ていませんでしたが、朝の出欠を取りましたら10名が欠席、その内5名が簡易検査でインフルエンザであるということでした。

新インフルエンザかそうではないかの決定は出ないが、10名ということですので直ぐに学級閉鎖をしようということで学校と相談をしました。しかし、朝来てその場で学級閉鎖でお返しするのは、自宅にご家

族がいるかなどいろいろな事がございますので、その日は学校で授業をさせていただいて、帰る時に「明日から3日間だけ学級閉鎖にします」ということで通知を持って帰っていただきました。その日の午後、子ども達が帰った後、検査に出した2名が新インフルエンザであるとわかりました。

最初の頃、日本国中、非常に大騒ぎをした新インフルエンザですが、強毒性ではないことが既にわかっています。ただ、感染力は非常に強いということもわかっていますので、3日間ではなく13日までの1週間、そのクラスだけを一応学級閉鎖という形にいたしました。なお、他のクラスで1名がインフルエンザ、1名が発熱したということで、非常に緊張した部分もございました。しかし、その子はインフルエンザではなく、ただの熱だったのでそのクラスは学級閉鎖にはなりませんでした。再開が昨日なんですけど、この2日間、このクラスについては全員が出席ということで元気に通っております。これから夏休みに向けて、学校と保護者の方に新インフルエンザについてのご注意を差し上げて、健康管理には十分留意していただくと思っています。ただ、もうどこでもあるということですので、いつ何どき罹患するかわかりません。どこで拾ってくるかも本当にもうわかりません。皆さま方もお子さんやお孫さんで発熱等があり、インフルエンザ罹患を疑ったら、今は電話をしてかかりつけ医に行ってくださいということになります。そういうことがありましたら、また学校にご連絡いただければ私どももできるだけの事をしていきたいと思っております。以上ご報告させていただきました。

## 危機管理室関係

### ○浮間舟渡駅前への交番の誘致について

安心・安全に暮らせるまちの防犯の要所として、駅前に交番を誘致していただきたい。

回答（区長） 昭和60年の浮間舟渡駅開業以来、平成14年の駅前の地上30階建てのアイタワーとか、あるいは18年度のリサイクルプラザなどが完成いたしまして、この地区のまちづくりは大きく進展しているところです。今後、志村警察署の東坂下二丁目への移転計画に合わせまして、管内の交番の再配置が考えられると思います。まず情報把握に努めたいと考えてございますが、町会の皆さまの要望を志村警察署に伝えていきたいと考えてございます。詳細につきましては、危機管理室長から説明を申し上げます。

（危機管理室長）

地域の皆さまには日頃から子どもの見守りをはじめ、防犯活動、誠に御疲れ様でございます。ありがとうございます。説明に入る前に昨年の犯罪件数について少しお話をしたいと思います。地域の皆さまのご協力をいただきまして、板橋区内の犯罪発生件数が減っているという状況がございます。ただ、去年1年間は板橋区及び板橋の3警察署が重点的に取り組んだ事がございまして、何かと言いますと、振り込め詐欺の防止なんです。おかげさまで振り込め詐欺の件数は非常に減りました。減ったのですが一方でひたたくりと、志村管内では空き巣が少し増えているという状況でございます。そういう事を考えますと、地域の皆さまの安心・安全のためにはお話いただいたような交番の設置というのが、大変重要な課題になってくるという認識は私どもも持っているところでございます。今、区長から申し上げましたように、現在小豆沢にある志村警察ですが、東坂下二丁目にある「みんなの広場」、あそこが7500平米近くありますが、あそこが移転用地になっています。区が持っていた土地なんですけど、今年の3月に東京都に売却をしております。今年と来年で、志村警察をどういう建物にするかという設計を警視庁で今行っているところでございまして、最終的に平成26年に志村警察が建ち上がると聞いております。それまでということではないのですが、丁度その用地のまん前に坂下交番がありまして、そうすると警察のまん前に交番はいらないという話になって、交番の再配置の計画が見込まれるということなんです。警視庁では、交番の総数を増やす事は考えていないので、坂下交番がもし

必要ないという事であれば、移転するのは可能であろうというので、浮間舟渡がその候補の有力地として考えられるという事でございます。既に、地域の皆さまからは交番の設置要望について伺っているところでございますので、改めて警視庁に申し入れをさせていただきたいと考えているところです。しかし一方では、志村警察がなくなってしまうので、そこが今度は手薄になるという小豆沢地域の方の要望も実はあります。そういう事も併せて警視庁には申し入れをさせていただきますけれども、警視庁でも舟渡地域の皆さまの声は十分に理解できるという返事を聞いておりますので、今の時点で期待のできるようなお答えはできませんけれども、先程もお話したように、私どもとしても強力に申し入れをさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

#### ○水防計画の周知徹底について

- 1 防災訓練の際に、洪水時の避難場所等の周知徹底をお願いしたい。
- 2 舟渡地区の避難場所が何処かを具体的に示していただきたい。

回答（区長） 地域防災計画におきましては、地震と風水害の避難所は、基本的に同じ施設を指定してございます。風水害により学校が被災することがあるため、避難場所の地区割り指定は実施していないところです。荒川が氾濫する場合と白子・新河岸川が溢れる場合、また地域によって、避難行動が異なるため、ハザードマップを活用しながら、総合防災訓練や学校防災連絡会などの個別の機会をとらえ、避難場所などをさらに周知していく考えでございます。詳細につきましては、危機管理室長から申し上げさせていただきます。

#### （危機管理室長）

日頃から、防火・防災・水防にご協力いただきましてありがとうございます。荒川水系と新河岸川についてお話させていただきます。荒川につきましては、200年に1度というふうに言われておりますけれども、相当の雨が降った場合、3日間雨が降り続き500ミリ以上になった場合には、舟渡地域は水没ということになっています。その際に、最大の浸水の深さは5メートルを超えと言われております。家で言えば2階部分までは水がきてしまうというような状況になってきます。当然、それまでには3日間は時間があるだろうということから、国や都、関係省庁と十分連絡を取りながら避難誘導等の措置、備えはさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、例えばその場合に、この地域の方がどこへ避難すべきかということになりますと、志村の崖線がありまして、小豆沢のグラウンドの方に高さがあります。環八の前野町、相生町の方まで来ますと首都高速が走っていますので、あれが一つの境になっています。それよりも高台に上らなければいけないということが一つの判断の目安になっていきます。従ってこの地域でいきますと、志村第四小学校、坂上にあります志村小学校、それから中台にあります緑小学校が近くの避難場所ということになります。先ほども言いましたように200年に1度ですので、予めこの地域の方はここへということが残念ながら今のところできないのですが、今後十分考えていかなければいけないと考えております。それよりも小規模なもの、例えば新河岸川が氾濫するような危険性がある、1時間の降水量が100ミリを超えるような場合ですが、100ミリがどれくらいかと言いますと、相当強い雨だと1時間に20ミリ、30ミリで、道路が川のような状態になります。1時間に50ミリというとバケツをひっくり返したような雨とよく言いますが、ですから100ミリと言うと相当皆さまが危機感を感じるような雨量で、その時には場合によると新河岸川の氾濫にも気を付けなければいけないということです。通常起こりうる小さい水害の時には、まず皆さまが避難していただく一番近くの場所というのは舟渡地域センターです。その時には地域センターを開放することに計画上なっておりますので、まず避難していただくということが必要です。それよりも少し範囲が広がってくると、舟渡小学校が避難場所として指定されております。ただ、状況で

判断しなければいけませんので、場合によっては近くの別の小学校、例えば新河岸小学校ということも考えなければいけません。私どもとしても状況によって地域の方と連絡を取り合いながら、広報活動をさせていただくというふうに考えております。実はそういった訓練をしていかなければいけませんし、その広報も防災訓練の時にさせていただこうと考えておりました。しかし、最近ニュースでご覧になっているように残念ながら8月30日にひよつとすると選挙の投開票があるかもしれません。その際には総合防災訓練は中止をする予定です。ただ地域の皆さまが場合によっては舟渡地域だけ何かの訓練をするということであれば、板橋区としても何らかのご協力をさせていただこうと考えておりますので、改めて地域の皆さま、それから地域センターともご相談をさせていただきたいと考えております。先ほど防火部長さんからあつたご指摘につきましては私どもも十分踏まえておりますので、改めて計画の詳細な詰めをさせていただきたいと思っております。

それと、大切な話を言い忘れましたので補足をさせていただきます。ハザードマップを見ていただくとわかるように、1~2メートルくらいの洪水が発生する恐れもあると言われておまして、そういうところで避難していただくのは大変危険です。1~2メートルという一般の戸建の住宅ですと1階の軒下になります。ですから2階に避難していただくのが一番安全です。集合住宅の方ですと、高層階に避難していただくというのが必要だと思っておりますが、一つは、水が出ている時にうっかり外に出ると返って危険です。怪我をする可能性もありますし、足を踏み外してしまうような危険性もありますので、そういう時にはもちろん区も避難の誘導はさせていただきますけれども、よく状況を判断していただくことが必要ですので、その辺の避難の仕方につきましては先ほどもお話がありましたようにご相談をさせていただいて、防災訓練の時によく周知をさせていただきます。今日、このハザードマップの予備を持ってまいりましたので、ご利用の方はお帰りの際に受付にお寄りいただきたいと思います。

## 区 民 文 化 部 関 係

### ○舟渡地域センターの改修について

舟渡地域センターの改修について区に要望書を提出しているが、新産業育成プラザ（仮称）の建設準備が進む中、改修の計画がどのような状況にあるのか伺いたい。

回答（区長） 舟渡地域センターは、昭和49年4月開設で、現在築35年を経過しております。

老朽化が著しい施設であることや、エレベーターがない等、利用に不便をきたしていることも認識しております。平成21年2月には、現在の場所での改修について支部長要望もいただいております。重く受け止めております。今後の計画につきましては、公園内の建築物という制約もありますので、多面的に検討を進めてまいりたいと考えてございます。詳細につきましては、誠に恐縮ですが区民文化部長から、これまでの検討内容を含め説明申し上げます。

（区民文化部長）

地域センターにつきましては、私も何回か来させていただいておりますけれども、実は先日、建物を見るというような見地で全ての部屋、外装等々についてもじっくりと見てまいりました。建物だけでなく設備もかなり老朽化が進んでいることは私どもも十分認識をいたしているところでございます。区長のお答えの繰り返しになるかもしれませんが、私どもとしましても要望書もいただいておりますし、地域の皆さまの思いというのは十分認識をしているつもりでございます。ただ公園内の建物ということですので、様々な制約があることから、この点を踏まえまして今後十分な検討をさせていただきたいと思っております。

○花火大会でのごみ処理について

花火大会当日は、毎年、道路端にごみが山積みとなる。この大変な状態の改善に取り組んでいただきたい。

回答(区長) 板橋の花火大会は、今は板橋区民だけではなく日本中からお客様が来ていただきまして、文字通り、板橋のイメージアップに大きな役割を持っております。また一方で、それを支える地域の皆さま方には、大変ご理解とご協力をいただいてやってきておりましたけれども、ご迷惑をお掛けしており心からお詫びを申し上げたいと思っております。舟渡地域の皆さまには花火大会に向けて、事前に清掃活動もやっていただいており大変感謝をするところでございます。また、花火大会当日、会場周辺の皆さまにはごみの問題等でご迷惑をお掛けし重ねてお詫びいたします。板橋区ではごみの対策として、会場内外にごみ箱を設置し対応しているところですが、ご指摘の点を踏まえ、また肝に銘じ、広報紙への掲載や場内放送などにより、来場者にマナーやルールを守っていただくようさらに周知徹底をしていきたいと考えております。どうぞご理解のほどお願いしたいと思っております。補足につきましては、産業経済部長から説明をさせていただきます。

(産業経済部長)

少し補足をさせていただきます。今お話にありましたように、会場で発生しましたごみにつきましては持ち帰っていただくというのが原則でございますが、なかなかそれが守られていない状況にございまして、止むを得ず会場内外にポイ捨てを防ぐため、107ヶ所(会場内78ヶ所、会場外29ヶ所)の分別ごみ箱を設置し対応しているところでございます。ちなみに昨年の大会で回収したごみ量は27.9tでございまして、これを処理をしているところでございます。

今お話がりましたが、ごみ捨てのマナーやルールを守っていただくよう、大会直前の「広報いたばし/7月25日号」、ホームページ、花火大会会場内での場内放送などを活用して、周知に力を入れていきたいと思っております。特に今回、広報紙上では、区内外から来場するお客様に、気持ちよく花火を楽しんでいただこうと、会場周辺の舟渡や高島平地域全体が“おもてなしの心”をもって清掃活動などに取り組んでいるなど、華やかな花火大会の裏側で行われている協力の様子を特集で組ませていただこうと考えております。この特集記事を掲載することにより、来場者一人ひとりの「マナーの向上」に繋げていただければと思っております。今後とも周知啓発に力を入れてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○舟渡商栄会の活力アップ策について

区では元気なまちづくりの産業活力のアップ策として商店街振興を掲げているが、どのような施策を考えているのか伺いたい。

回答(区長) 区では、今私が先頭に立って進めております3つのナンバーワンの柱の一つでもございませぬ「元気なまちづくり」の実現に向けて、様々な産業振興施策を展開するところでもございます。その中で、商店街活性化のために、補助金助成や各種相談等様々な支援を東京都の制度も含めて実施しているところがございますので、舟渡商栄会様には是非担当部課(産業経済部産業振興課)にご相談いただきながら、この地域の特性にあった、賑わいのある商店街を目指して活動していただければと思うところがございます。詳細につきましては、産業経済部長から申し上げます。

(産業経済部長)

それでは私の方から少し補足をさせていただくと共に、具体的な商店街の振興策についてご説明をさせていただきます。おおまかに、六つほどご説明させていただきます。まず一つは、「賑

わいのあるまちづくり事業」と言いまして、東京都で言いますと「新・元気を出せ！商店街事業」という名称がついております。具体的には、セールなど大売出しをした時、イベント事業に補助金を出させていただくというものでございます。それから街路灯の整備、空き店舗を活用した事業、こういうものを活性化事業と言っておりますけれども、こういうものに対しましても補助金を出させていただくということで、都と区を併せて三分の二の補助をさせていただくという事業でございます。また、商店街活性化のために事業計画立案について、専門のプランナーを派遣しまして計画づくりに役立てさせていただくということもやっております。そして「とれたて村」など交流自治体がございまして、そういう自治体と板橋の商店街のふるさと祭りもございまして、これは12月に実施しているのですが、そこへ参加をしていただくということも一つの活性化策になると思います。そして活性化のための相談の事業でございます。例えば後継者の育成のための講座を開催したり、出前セミナー、講師を派遣するとか、中小企業診断士による無料相談などもございます。あと一つは朝市でございまして、この朝市に対する助成です。具体的にはのぼりやポスターを作製したり、事業に対する補助をするなどということを行っております。またプレミアム商品券でして、今年は緊急経済対策で発行させていただいております。既に5月に2億2千万円分発売させていただきましたが、これは即日で完売になってしまいました。実は追加で8月に5億5千万円分発行する予定でございまして、現在はがき等で受付をしているところでございます。こういうものを通じまして、少しでも商店街の振興に役立てていただければと思っております。このように様々な商店街振興策を実施してございまして、担当は産業振興課というところですので、是非舟渡商栄会様にもご相談をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 健康生きがい部関係

### ○シニア活動センターについて

シニア世代の力を活かすために、舟渡地区にシニア活動センターを設置していただきたい。

回答（区長） シニア世代力を活かした人づくり、まちづくりにご賛同いただきまして、大変心強く、また感謝を申し上げる次第です。現在進めております旧高島第七小学校跡地に開設予定であるシニア活動センターにつきましては、これはあくまでも全区を対象とする施設でありまして、地域センターのように地域ごとに展開する施設とは考えてございません。センターの設立に向けましては、施設の内容、実施事業等につきまして、区民の皆さま方にご意見・ご要望をお伺いしまして、ご理解・ご協力を賜りながら進めてまいりたいと考えてございますので、まずは、高島平にできますシニア活動センターをまとめていきたいと考えてございまして、ご理解のほどお願いいたします。補足につきましては健康生きがい部長から申し上げます。

（健康生きがい部長）

今区長からお話いたしましたとおり、このシニア活動センターにつきましては、板橋区の全区的な施設でございます。板橋区の高齢化率は20パーセントを超えたところでございます。高齢化はこれから益々進むであろうという中で、シニアの力はまちづくりに非常に大切になりますし、私どもが期待するところも大きいところでございます。これからのまちづくりに是非、シニア力を活用したい。そのために、区としてどの様な支援あるいは施策ができるかという事で、全区的な施設として活動センターを高島平地区につくるということでございます。高齢化率というのはそれぞれ地域によってまちまちでございます。高島平地域の65歳以上の人口は13,484人、7月1日現在でございます。高齢化率も23.9パーセントと率も一番ですし、人数も18地域で一番高いところでございます。ちなみに、この地域はどうかと言いますと、65歳以上の方が1,283人、高齢化率15.77パーセントということで、

逆に、18 地域で一番若い方が多い地域でございます。それだけ地域の力も活発だと思っています。シニア活動センターはここだけで活動する訳ではなくて、板橋区全体のシニア力をどのような形でまちづくりに活かすかという事を今年度計画をいたしまして、来年度、再来年度にかけまして建設ということでございます。建設にあたりましては皆さまのご意見も伺いながら、また運用が始まった時にはどういった形で展開ができるのかということも、例えば区民センターを使ったりいろんなイベントも考えられると思いますので、その時には皆さまのお知恵を拝借しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思っております。以上でございます。

○老人クラブ助成金関係書類について

- 1 毎月の活動状況について、同様の内容の書類を重複して提出していると思う。書類の簡素化をお願いしたい。
- 2 助成金申請の際の会員名簿の提出は、入会者及び退会者のみと会員数の報告だけで良いのではないかと思う。

回答（区長） 老人クラブの皆さま方には、日頃から、高齢者の健康・生きがいつくりや、友愛訪問、世代間交流といった社会貢献活動を活発に行っていただきまして、大変感謝申し上げるところでございます。老人クラブ助成金関係書類は、助成を行う根拠となるとともに、区の監査の説明資料などとしましても、とても大切な書類でございますので、書類の簡素化につきましては難しい点もありますが、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、健康生きがい部長から説明させていただきます。

（健康生きがい部長）

では私の方から事務的な説明をさせていただきたいと思っております。お話のとおりいくつかの書類を出していただいております。今、区長が申し上げましたように、助成金を出すということでございますので、経緯を明確にしていかなければいけないという事、助成金の原資が税金であるということもございまして、老人クラブの活動に対して、どういう方がどのような活動をして、だからこれだけの助成金を出すのですという事を納税者の方に知ってもらう必要がございましてこのような書類を出していただいているところでございます。年度の始まる前には、21 年度はこういう事業を、会員はこれだけいる中でやっていきますということで、3 ヶ月毎に出していただいている書類につきましても、確実に計画的に行っています、そして最終的にこういう形になりましたということで、助成金を確定するという一連の作業になってございましてお手を煩わせるところでございます。税金の使い道の透明性を確保するためには、どうしてもご理解いただきたいと思っております。ただ私も職員といろいろ相談をしながら、ご提案にあったように、なるべく簡素で且つ税金の使途の明確化に込められるような措置について今後も研究したいと思っております。また、会員名簿につきましてもワープロなどで作成する方も多いたと思いますが、コピーでも結構ですし、ワープロであれば何度でも使えますので、そのような方法も他のクラブの方にもお伝えするというような形で、なるべく楽な方法を心掛けていきたいと思っております。また7月7日に老人クラブの支部長会がございまして、今まで書類を何回かに分けてお渡ししておりましたが、一度に渡した方が皆さまにとってはやりやすいのかなということで提案させていただきまして、先日1年分まとめてお渡ししたところです。そのような形で、少しずつ簡素化には努めていきたいと思っておりますが、一方で税金の使途の透明化という事もございましてご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

## 資源環境部関係

### ○JR高架下のごみの回収について

JR高架下の溝に落葉や土がたまり、一昨年、清掃を行い清掃事務所に回収していただいたが、今後は清掃事務所では土の回収はできないとのことで、現在はこの場所の清掃ができない状況になっている。町の環境衛生のために、土や泥を区で回収、処理をしていただきたい。

回答（区長） 皆さまには様々な面でご協力を賜りお礼を申し上げたいと思います。JR高架下のU字溝につきましては、高架部分から流出された汚泥とのことでございまして、JRさんの敷地ですので今後は、JRさんの方で責任を持って清掃等を行っていくとの回答を得たところでございます。詳細につきましては折衝をしました資源環境部長から説明させていただきます。

（資源環境部長）

U字溝の管理区分につきましては、調査の結果JRに帰属するものと確認されました。また、JR側でも現場を確認しまして、今後はJR側で管理・清掃を行っていくと回答を得ております。今後、汚泥などを確認した場合には、JR東日本都市開発東京支店、電話番号6848-1333、こちらに電話していただきますと、今区長が申しあげましたように、JRが責任を持って実施するということです。もしここに電話しづらいということであれば、資源環境部にご連絡いただければ区の方から取り次いで、必ずきれいな状態にするということをお約束いたします。

## 都市整備部関係

### ○都営住宅敷地内でのゴーヤの栽培について

舟渡二丁目の都営住宅では、昨年かからゴーヤを育てられなくなったとのことだった。居住者の方が自由に緑を育てられるよう、区として関係機関への働きかけをお願いしたい。

回答（区長） 今、地球規模の温暖化対策、あるいは環境の取り組み、また板橋の自慢の「緑のカーテン」の展開、これを考えますと個人的には是非この取組ができないものかと思うところでございます。板橋区では、地球温暖化防止のため「緑のカーテン」の普及啓発を行ってございます。これまでも区の施設をはじめ商店街、民間の建物などでも実施されているところでございます。板橋第七小学校で始まったこの「緑のカーテン」は、今や日本中に取り組みが広がっておりまして、さらに今年6月にはカナダで開催された国際環境自治体協議会に職員が参加し、板橋区での事業の紹介をするなど世界規模へとその輪が広がってございます。大変ありがたく嬉しく思っております。

都営住宅については管理上の課題があるかと思いますが、今後「緑のカーテン」がより普及しますように検討を進めたいと考えてございます。詳しくは、都市整備部長からご説明いたします。

（都市整備部長）

区長に引き続きましてご説明させていただきます。都営住宅を管理する東京都住宅供給公社に確認しましたところ、都営住宅は居住者の居住の場であるとともに、都民共有の財産であり、そのため、団地の広場や庭などを個人が自由に使用し、耕作することはできないこととなっているとの回答をいただいております。また、居住者には、入居の際に配布している「住まいのしおり」や定期的に発行している「すまいのひろば」においても、個人が占用して使用することのないよう記載し周知していると聞いてございます。そうは言いますが、「緑のカーテン」の普及という観点から考えますと、個々人が行うというのではなく、たとえば都営住宅に入居されている方々で、了解がされ、植える場所・樹種・管理方法や近隣への配慮等について一定のルールが取りまとめられることがあれば、モデル的に実施ができないか、都へ働きかけるなど検討したいと考えてございます。どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

## 土木部関係

### ○浮間舟渡駅前通りの対策について

浮間舟渡駅前や近くのスーパーの前の歩道には常に放置自転車があふれ、歩行者の通行に支障がでるところが大変危険な状況になっている。区としてより効果的な対策を考えていただきたい。

回答（区長） 個人的には自転車がまちを行き交いながら、特にフラットな地形の地域でありますので、川があったり、公園があったり、そういう意味では非常に自転車がうまく使えるといいなというふうに思っているところでもございます。そういう中で駅前という重要な場所に、スーパーマーケットもございますし、歩道に放置自転車が溜まってしまうということで、通行にも危険な状況であることは大変心配な点ではないかと思われまます。浮間舟渡駅周辺地区の放置自転車台数は概ね 140 台となっており、上板橋駅の 646 台、成増駅 590 台と、さらに放置自転車の多い地域もあるという状況でございます。私も、現地に足を運びまして状況は把握しているところでございます。板橋区としましては、放置自転車の中でも買い物客の皆さまの自転車が多数と考えられますので、スーパーマーケットの店主の皆さまにもご協力をいただきながら、交通管理者である志村警察署とも連携し放置自転車の抑止または防止に取り組んでまいりたいと考えてございます。詳しくは土木部長から申し上げます。

（土木部長）

若干補足をさせていただきます。私ども、放置自転車対策の中の撤去事業というものをやっておりますが、昨年までは各駅で平均して月 1 回実施していたものを、鉄道駅が 24 駅ございますが、今年度から回数を大幅に増やしまして、浮間舟渡駅周辺の撤去事業は 4 月からこれまでに 7 回、合計で 155 台の自転車を撤去しています。また、特にスーパーの前が深刻だというお話もございましたが、6 月 26 日はスーパー前だけを集中的に実施するというのもやっております。

また放置防止対策として、スーパー前の歩道の約 70 メートルの区間に渡りまして、カラーコーンを設置し、自転車を置けない場所であることを明示しました。今後ともこの場所の自転車の状況には十分注意していきたいと思っております。このカラーコーンを並べるという方法が一番良い方法だとは決して思っておりません。もっと良い方法があると思っておりますので、今後とも良く検討させていただきましてできることから対策を講じてまいりたいと思っております。

それからもう 1 点、歩行者天国を実施してはというお話もございました。歩行者天国につきましては予め志村警察署に考え方を聞いてきてございます。大変利用者の多い道路の車輛通行止めとなるため、地域に大きな影響を与えますので実現は難しいとのことでした。しかし、本日このようなお話が出されましたので、私ども、改めて志村警察に要望を伝えてまいりますけれども、地域の皆さまにおかれましても、直接要望を志村警察に出していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

### ○舟渡小学校正門前の車両通行規制について

舟渡小学校正門前の道路は、朝 8 時から 9 時まで車両通行規制があるが、大変危険でいつ事故が起こっても不思議ではない状況である。規制の強化、看板の大型化をお願いしたい。また、インフルエンザの検査は発生が 1 人ではしてもらえないものか伺いたい。

回答（区長） はじめに、正門前の車両通行規制でございますが、舟渡小学校正門前の道路は、午前 8 時から 9 時までスクールゾーンとして車両通行止めとなっております。また学校側では、この時間のうち、午前 8 時 5 分から 8 時 15 分の間に集団登校するように指導していると伺ったところでございます。区としましては、学校に対し、指定された時間内での集団登校の徹底や交通安全に対する十分な注意につきまして再度指導を行ったところでございます。

また交通規制の時間につきましては、学校に対し、交通の状況を鑑みながら、交通管理者である警察署とよく相談するよう指示をさせていただきました。補足につきましては、土木部長から申し上げたいと思います。

(土木部長)

今、区長が申し上げましたとおりですが、登校時間につきましては、朝、学校長はじめ教職員計3名により、学校の正門及び歩道橋付近で児童の安全を見守ってございます。また、車両に対しましては、交通標識のほか注意看板により交通規制の周知を図っているところでございます。

お話にありました、規制の時間帯を少し変えられないのかということと、看板を大きな見えやすいものというご提案ですが、通行時間帯の規制につきましては改めて志村警察署に強く要望してみたいと思います。看板につきましては、小さくて見にくい物があれば大きな物に変えていきたいと思えます。それから、歩道につきましては、白線の外側部分を緑色に塗装する工事を近々発注する用意をしているところでございます。よろしく願いいたします。

(保健所長)

新型インフルエンザについてお答えしたいと思えます。1人ではPCR検査ができないかというご質問ですが、その前に、ちょっと経緯をお話させていただきたいと思えます。4月末から騒がれた訳でございますけれども、最初、非常に毒性が強い新型インフルエンザということで、いろいろ感染の防御ということもかなり厳しい形でやっていたと思えます。最初の段階では、アメリカやメキシコから帰ってきた人ということでやっていた訳ですが、5月16日になりまして神戸の高校生が、外国から帰ってきた訳ではないのに罹ってしまったという事がわかりました。それで最初は検疫と言いまして、外国から帰った方を中心にやっていた訳でございますけれども、それでは既に国内で蔓延してしまっているということがわかったという事があり、それと同時に決して強毒ではなく普通のインフルエンザと変わらないという事もわかってきたということがございます。そういったことを総合しまして、必ず全員に対して実施するのではなくて、ある集団での発生がどうなっているかという事に、国の考え方、東京都の考え方が変わっておりまして、ですから今はインフルエンザのA型とわかって、その人全員に検査をするのではなく、ある集団の中で3人位A型とわかった場合に、それが新型かどうかという事を遺伝子の検査でみるというふうに変ったという事でございます。入院をする必要がなくなって、ご自宅で普通にタミフルとかリレンザというお薬を飲めば十分元気になれるということがわかったということで、このようにさせていただいておりますので、この人が新型だとかという事よりも、治療としては同じであるという考え方で、現在はそのようになっておりますのでご理解いただきたいと思えます。

#### ○公園、児童遊園の遊具について

最近、ブランコやシーソーが撤去される公園、児童遊園が多くなっているが、安全性を十分に考慮したうえで、公園へのブランコ、シーソーの設置をお願いしたい。

回答(区長) 区立公園の遊具につきましては、安全性能に問題のあるものの撤去と、計画的な設置の両面から整備を進めているところでございます。現在でございます約1000基の遊具につきましては老朽化したものが大変多くなってございます。近年、あちこちで事故が起こったこともございまして、安全基準も大きく見直されており、撤去に対しまして設置が追いつかない状況でございます。鋭意、今のご主旨を踏まえて早急に設置ができますように努めてまいりたいと考えてございます。詳細につきましては、土木部長の方からご説明申し上げます。

(土木部長)

それでは私の方から続けて説明をさせていただきます。公園遊具ですが、私ども、専門技術者への委託を含めまして年間3回一斉点検をしております。そして安全確保に力を入れているんですけれども、点検する時の視点としてどういうところを見ているかと言いますと、一つはどのくらい老朽化しているのか、耐用年数はきているのかという点なのですが、もう一つの視点は安全領域という考え方がございます。簡単に申し上げますと、遊具と遊具との間隔を空けなければいけないのですが、この間隔の基準が近年見直されまして、広く空けなければならないというように基準が変わってきた訳です。滑り台と鉄棒が接近して設置されていた時に、滑り台で遊んでいるお子さまと、鉄棒で遊んでいるお子さまがぶつかってしまうというような事故が実際に起きたということもありまして、間隔を取らなければならないというように安全基準が変わったために、その辺をよく点検しまして、間隔のない遊具につきまして撤去を進めているところでございます。その後設置していく作業も同時に進めてございます。ブランコなどの一般遊具につきましては、板橋区内全域では年間40基ずつ新しいものを設置しているところでございまして、舟渡地区におきましては、平成21年度は舟渡三丁目こども広場がございまして、ここに新しい滑り台を1基、2連のブランコ1基を設置する予定でございまして、子ども達の安全利用に地域の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

#### ○歩道の街灯について

舟渡二丁目9番と10番の間の通りには街灯はあるが、車道側に向いているため夜になると歩道側が大変暗い。街灯を歩道側にも向け、歩行者の安全を確保していただきたい。また、空き地や公園等で子ども達への不審者の声掛けなども発生しているので、交番の誘致を重ねてお願いしたい。

回答（区長） 歩道の電柱に街灯を付け道路全体を照らしておりますが、珍しいカリンの街路樹の枝ぶりの影響がございまして暗く感じられると思われまして。現地を詳しく調査しまして必要な処置を実施したいと思っております。また、交番の誘致につきましてもお願いをしてみたいと考えてございます。詳細につきましては、土木部長から申し上げます。

（土木部長）

それでは引き続きご説明申し上げます。街灯を車道と歩道の両側につけられないかというお話ですが、国道や都道など比較的広い道路では一本の柱の両側に街灯をつけることが実際に数多くあるのですが、区道の広さ程度ですと両側につけているというのはあまり例がありません。現地の状況ですが、6月17日（水）の夜間に調査をいたしました。歩道の大部分は、区の基準以上の明るさが確保されていましたが、街路樹の葉の茂った下では基準の明るさに満たないところも見られました。再度、夜間調査を詳しく行いまして、街路樹の枝の剪定を行い、歩道全体が基準の明るさを確保できるようにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### 教 育 委 員 会 関 係

#### ○いきいき寺子屋予算の増額及び使用規制の撤廃について

- 1 予算の使途が細かく定められており、効率的な運営に支障をきたしている。予算の使用規制緩和をお願いしたい。
- 2 全校推進校とし、予算を25万円にしていきたい。

回答（区長） 実施計画におきましては、毎年3校ずつ推進校を増やしながら、平成25年度までに全校を推進校にしたいと考えてございます。推進校につきましては、委託料として一括で支出をしているところでもございまして、一定の基準に基づいた適正な処理をお願いしているところでございます。一般校から推進校への変更につきましては、計画事業ではありますけれども、できるだけ地域の要望に

沿うよう担当に今検討させております。詳しい事は、教育委員会事務局次長の方から説明させていただきます。

(教育委員会事務局次長)

いきいき寺子屋事業の状況をお話しますと、小学校は全部で 53 校ありますが、その内 42 校が 25 万円でやっていただいている推進校、11 校が一般校と言いまして 2 万 5 千円、消耗品器材だけでやってくださいということになっています。ですから 11 校を、計画では毎年 3 校ずつ推進校にしていくので、25 年までに全部 25 万円の推進校にするというのが区の計画なんです。その中で 25 万円の支出については、一括してこれをお願いします。基本的には消耗品なんです、講師謝礼等でもそれはかまわないということになっています。しかし、税金の中からお渡ししていますので、その会計区分が結構細かくなっているという状況です。それから、逆に 2 万 5 千円のところはほとんど消耗品ぐらいにしか使えないような形になっているんですね。ですからご不便をお掛けしているのもわかります。ただその辺については、少しずつ、どこまでできるか検討していきたいと思っていますし、3 校ずつ推進校にしていきますが、逆に、以前は推進校でやっていた、そしてまた体制が整ったので年度途中からでも推進校になれないか、そういうところも含めて検討しておりますので、その内容が明らかになりましたら、またご相談させていただきたいと思っています。以上のような状況ですのでよろしくお願いたします。

## 第 2 部

(司会) 本日は、主任児童委員の方にもお出でいただいています。よろしければ、普段の活動の様子をお話いただいて、関連してご質問がありましたら承りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(主任児童委員) 活動の内容に関しましては、民生委員と共に日々活動させていただいております。最近ほどの地区でも個別の対応というところが非常に多くなってまいりまして、主任児童委員は区内に 34 名いるのですが、非常に苦慮しているところではあります。当舟渡地区でも今「災害時一人も見逃さない運動」というのを民生委員の中で展開しているのですが、今マップづくりをしております。その中で私どもが訪問させていただいている障がい児の件で今日はお話をさせていただこうと思っております。実は、先日民生委員の中で研修がありまして、障がい児の方達の、当事者の方達のお話を聞くという研修がございました。その中で、やはりいろんな障がいを持っている方がいらっしやいまして、なかなか、ご近所の方ともふれあいが無い、近隣の学校に行けないために遠くの学校に行っているので地元の方達となかなか顔を合わせることもないというところがありまして、私達も、当事者の方からお声掛けをいただければ訪問ができるのですが、そうでないとなかなか私達の方からは民生委員ですということでは訪問はできないということがありまして、地域の中に障がい児の方の顔が見えないというところがあります。まして、要援護者リストにもなかなか掲載をしていただけないということがありまして、YWCAさんとか、ほほえみの会、それから I J の会というところでも、実は先日の研修会の中でお願いをしました。民生委員に顔を知らせて欲しいということではなくて、誰か一人でも皆さんのことがわかるような、そういう人をつくって欲しいというお願いをさせていただきました。是非、区の方には誰にお知らせをするということではなく、要援護者リストにも掲載をしていただくというお願いと、やはりもっともっと地元で障がい者の方達の顔が見えるようなそういう施策をとということと、災害時に、何かあった時に、対応がきちんとされるような、そういう計画がもしあればお話をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(区長) どうもありがとうございます。主任児童委員の皆さまには何かと障がい者の皆さま方のご理解とか、様々な協力を賜りまして心からお礼を申し上げる次第です。板橋区でも障がいを持つ、持たない

に拘らず共生できるようなまちづくり、また障がいを持つ皆さま方にも地域との交流を設けるような活動を進めているところでございます。是非とも、またこれまで以上にご協力を賜りますようお願い申し上げます。先ほど災害時の障がい児のご支援についてのお話がありました。障がいを持つ方の情報につきましては、例えば医療でありますとか年金であったり、各種の自立支援を本人や家族が利用する場合には、担当の部署だけがその目的の範囲内で把握をしている状況でございます。災害時に支援が必要な障がい者、あるいは障がい児の情報を本人の同意なく収集することは、個人情報の目的外利用にあたりまして制約がございます。板橋区におきましては、災害発生時に自力で避難することが困難な方、要援護者につきましては地域全体で支える要援護者名簿、登録制度というものを実施しておりますけれども、本人の申請と同意を前提とするために、現状では要援護者全体を把握するまでには至っておりません。法律的な問題がございます。現在、用援護者情報の把握や支援体制につきましては「災害時要援護者対策検討委員会」でその内容について検討を進めているところでございます。さらに検討を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

(司会) ちょうど時間となってまいりました。お時間が許せばもっと多くの皆さまから活動の様子であるとかご意見を伺いたいところがございますけれども、今日はちょっと難しい状況でございます。大変申し訳ございません。それでは最後に坂本区長からご挨拶申し上げます。

(区長) 皆さん、長時間に亘りありがとうございました。今日のご質問以外にお気付きの点がございましたら、是非ご遠慮なく紙に書いて頂きまして、ご意見、ご要望等を賜りたいと思います。また、この会合に拘らず、日頃からお感じのことがございましたら、是非地域センターを通じまして私のところにいただければ、適宜改めて丁寧にご回答させていただきたいと考えてございます。本当に今日は長い時間ありがとうございました。特に舟渡地区の皆さまにおかれましては、このように単一町会で単一支部ということでございますけれども、大勢の方にお集まりいただきました。拝見しながら地域を愛する、地域のためにということで皆さま方の活動をつぶさに見ることができました。地域の安心と安全、またはきれいなまちづくり、そしていろいろな人が集まり交流できるような場づくり、こういうものを様々な面で、これから地域の皆さま方と共に検討しながらつくってまいりたいと考えてございます。今後ともご支援のほど願いたいと思っております。舟渡地域の益々のご発展と、皆さま方の益々のご健勝をお祈り申し上げまして御礼とさせていただきます。誠に今日はお世話になりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。